

ダイナースクラブ加盟店規約 新旧対照条文（傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
第3条（カードおよび有効カード） 2. 有効カードとは、前項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつ当社が行う無効の通知に該当がないものをいいます。 <u>ただし、署名欄のないカードの場合は、会員自筆の署名の有無は問いません。</u>	第3条（カードおよび有効カード） 2. 有効カードとは、前項に定めるカードのうち、有効期間内のもので、会員自筆の署名があり、かつ当社が行う無効の通知に該当がないものをいいます。	署名欄のないカードを発行するための調整。
第5条（信用販売の方法） 3. 加盟店は、前項に定めるところに従い、本条第1項第1号の事項について確認を行い、原則としてその全件について事前にオーソリゼーション申請（加盟店が信用販売を行う際に、事前に当社の承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。以下同じ。）を行って当社から信用販売の承認を得るものとします。	第5条（信用販売の方法） 3. 加盟店は、前項に定めるところに従い、本条第1項第1号の事項について確認を行い、当社から信用販売の承認を得るものとします。	信用販売の承認を取得する具体的方法を補記。
第8条（事前承認の義務・信用販売限度額） 4. 信用販売の承認については、当社の判断により拒否する場合があるものとします。加盟店がオーソリゼーション申請を行い、当社がこれを承認しなかった場合、加盟店は当該信用販売を行ってはならないものとします。	第8条（事前承認の義務・信用販売限度額） 4. 信用販売の承認については、当社の判断により拒否する場合があるものとします。	オーソリゼーション申請が不承認となった場合のルールを明記。
第9条（無効カード等の取り扱いおよび情報提供・調査協力） 3. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前に当社へその旨を連絡し、その指示に従うものとします。 (1) 売上票に記載された署名とカード裏面上の署名とが明らかに相違する場合（署名欄のあるカードが用いられた場合に限る）	第9条（無効カード等の取り扱いおよび情報提供・調査協力） 3. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、信用販売を行う前に当社へその旨を連絡し、その指示に従うものとします。 (1) 売上票に記載された署名とカード裏面上の署名とが明らかに相違する場合	署名欄のないカードを発行するための調整。
加盟店情報取り扱いに関する同意条項 第1条（加盟店情報の収集・保有・利用） 1. 加盟店または加盟店契約申込者（中略）同意するものとします。 ((1)～(10) 略) (11)割賦販売法に基づく調査その他割賦販売法に基づく業務により当社が収集した加盟店契約者等に関する情報 (12)本規約各条に基づき当社が提供を受けた情報	加盟店情報取り扱いに関する同意条項 第1条（加盟店情報の収集・保有・利用） 1. 加盟店または加盟店契約申込者（中略）同意するものとします。 ((1)～(10) 略)	(11)から(14)を新設。

新規約	旧規約	備考									
<p>(13)会員から当社に申し出のあった苦情の内容および当該内容に関連して、当社が、会員、加盟店契約者等およびその他の関係者から調査収集した情報</p> <p>(14)行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店契約者等に関する情報の収集および加盟店会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）および加盟店信用情報機関の加盟店会員が調査収集した情報</p>											
<p>第3条（当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <table border="1"> <tr> <td>住所</td><td>〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友日本橋小網町ビル 6 階</td></tr> <tr> <td>URL</td><td>https://www.j-credit.or.jp/</td></tr> <tr> <td>共同利用の目的</td><td> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が JDM センターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員（以下「JDM 会員」という。）に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p> </td></tr> <tr> <td>共同利用する情報</td><td> <p>① <u>個別信用購入あっせん取引</u>における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② <u>個別信用購入あっせん</u>に係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまた</p> </td></tr> <tr> <td>登録される情報</td><td> <p>① 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由とし</p> </td></tr> </table>	住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友日本橋小網町ビル 6 階	URL	https://www.j-credit.or.jp/	共同利用の目的	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が JDM センターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員（以下「JDM 会員」という。）に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	共同利用する情報	<p>① <u>個別信用購入あっせん取引</u>における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② <u>個別信用購入あっせん</u>に係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまた</p>	登録される情報	<p>① 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由とし</p>	<p>最新の加盟店情報交換センター（JDM）の公示事項「加盟店情報の共同利用について」に倣つて改定。</p>
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友日本橋小網町ビル 6 階										
URL	https://www.j-credit.or.jp/										
共同利用の目的	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が JDM センターに報告することおよび加盟店情報交換制度加盟会員（以下「JDM 会員」という。）に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>										
共同利用する情報	<p>① <u>個別信用購入あっせん取引</u>における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② <u>個別信用購入あっせん</u>に係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまた</p>										
登録される情報	<p>① 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>② 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由とし</p>										

新規約		旧規約		備考
	<p>は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	<p>て包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報）</p> <p>⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>		
保有される期間	上記の情報は、登録日（③および⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間保有されます。	登録される期間	上記の情報は、登録日から 5 年を超えない期間登録されます。	
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。）	共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。）	

(2026 年 1 月 15 日改定)

(2025 年 7 月 31 日改定)

以上

LC-6377-202511